

7 就学援助制度について

就学援助制度とは、お子さまが楽しく勉強できるよう学校生活に必要な費用の一部をご家庭の事情により江戸川区が援助する制度です。

就学援助は保護者の申請に基づき、世帯全体の前年所得額を基準とします。

(1) 援助を受けることができる方

- ① 生活保護を受けている方
- ② 前年度又は本年度において生活保護の停止又は廃止を受けた方
- ③ 生活保護は受けていないが、それに準ずる程度に困窮している状態にあると江戸川区教育委員会が認めた方。

(2) 申請及び認定の流れ

- ① 4月に学校から「就学援助費申請のお知らせ」「就学援助費希望調査書・就学援助費受給申請書」が配布されます。希望の有無など必要事項を記入し、期限までに担任に提出してください。
- ② 区教育委員会で申請内容について審査の上、認定の可否を決定し学事係から保護者に郵送されます。(例年7月上旬頃)

(3) 申請にあたっての注意事項

- ① 「就学援助希望調査書・就学援助費受給申請書」は全員提出してください。
希望しない方も「希望しません」に○をして、提出してください。
- ② 現在、生活保護を受けている方は全員この援助を受けられます。「就学援助費希望調査書・就学援助費受給申請書」は、必ず提出してください。(申請書がないと受給できません) また、「児童環境調査書」に保護を受けていることを記入してください。
- ③ 援助の認定は、前年の認定結果に係わらず申請して頂ければ審査が行われます。

(4) 援助が受けられる所得の目安 (令和6年度の資料参照)

	世 帯 構 成 例	令和5年度分の世帯所得
2人	父または母33歳、子供(小1)	227万円 以下
	父または母38歳、子供(中1)	242万円 //
3人	父35歳・母31歳・子供(小1)	289万円 //
	父39歳・母37歳・子供(中1)	306万円 //
4人	父38歳・母33歳・子供(小3・4歳)	319万円 //
	父42歳・母38歳・子供(中1・小4)	350万円 //
5人	父38歳・母32歳・子供(小4・小2)・祖母65歳	372万円 //
	父48歳・母45歳・子供(高校生・中2・小4)	390万円 //

- * 表は大体の目安であり、世帯構成・年齢等により変わります。
- * 表の「世帯所得」とは、所得のある人全員の合計金額です。
- * 所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額です。

詳しくは就学援助申請のお知らせをご覧ください。

(5) 援助の内容

- ① 学用品・通学用品費
 - ② 学校給食費
 - 3 校外活動費（遠足の費用ほか）
 - ④ 新入学児童生徒学用品費
 - 5 修学旅行費（移動教室費）
 - 6 ウィンタースクール費
 - 7 卒業記念アルバム費
 - 8 医療費（学校保健安全法に基づくもの）
- ※ ○囲みの番号で生活保護を受けている方は、福祉事務所から支給されます。
- ※ 区外へ転出の場合は、月割りで返納となります。

(6) その他

- ① 年度の途中で家庭の事情により移動が発生し、就学援助費申請を希望される方は随時受付を行っております。担任までご相談ください。
- ② お問い合わせ・相談先
江戸川区教育委員会 学務課 学事係 TEL 5662-1624
江戸川区立篠崎第五小学校 事務室 TEL 3677-9541